

平成 2 8 年 度

# 授業改善犬山プラン

－ 少人数学級・少人数授業

を通して自ら学ぶ力を育む －

犬山市小中学校長会

犬山市教育委員会

# 平成28年度授業改善犬山プラン

－ 少人数学級、少人数授業・TT授業を通して自ら学ぶ力を育む －

## 1 基本的な考え

- (1) 犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置づけ、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成などについて学校現場に裁量を委ね、幅広い人間性と学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上を目指すとともに学校の活性化を図る。
- (2) 少人数学級及び少人数授業・TT授業、複数学級による合同授業など、授業改善につなげる学習環境の整備に努め、一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導や個に応じた多様な学習活動の展開を図る。
  - ア 子ども同士、教師と子どもとの人間関係を築きやすく、子ども主体の学びの授業を可能とする学習環境として、少人数学級を推進する。
  - イ 市費非常勤講師の活用を図り、少人数学級及び少人数授業・TT授業を推進する。
- (3) 国や県の35人学級編制による小学校1・2年、中学校1年の少人数学級に加え、学校裁量による少人数学級を実施する。子どもたちの発達段階や各校独自の教育課程、学級担任及び教科担任の担当授業時数等に配慮し、学級集団としての適性人数については弾力的に考え、柔軟に対応する。
- (4) すべての子どもに等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常学級に在籍し特別な支援を必要とする子どもたちへの指導の充実を図るために、特別支援教育支援員を配置する。

## 2 「授業改善犬山プラン」の歩み

- (1) きめ細かな学習指導、子ども主体の学びの授業を推進するために、平成13年度より市費非常勤講師を採用し、少人数指導授業やTT指導授業を市内小中学校で本格的に取り入れて授業改善を進めてきた。当初は、どの教科で、どの学年で、どのように仕組むかは、各学校の創意工夫に任せて取り組んできた。しかし、平成15年度以降は、系統性が強く基礎基本の定着に差が生じやすい算数・数学・英語の教科で少人数授業を展開し、TT授業では理科の実験・観察を適切に位置づけた魅力のある授業づくりをめざして専門の教員を複数配置して取り組むことにし、「基礎・基本の確実な定着」と「楽しさとわかる喜びを豊かにする授業の創造」をめざして授業改善に取り組んでいる。市費非常勤講師の配置数は、《表1》のとおりである。
- (2) 平成14年9月に授業改善犬山プラン検討委員会を設置し、過大学級の解消をめざした30人程度学級の推進と学校運営の工夫改善、教育委員会の人的支援のありかたや学校施設設備の充実などが協議され、解決に向けて様々な試案が示された。それを受けて、平成16年度に「授業改善犬山プラン」が策定された。その後、「授業改善犬山プラン」は犬山市小中学校長会と犬山市教育委員会の協議で毎年策定され、現在に至っている。
- (3) 過大学級の解消をめざした少人数学級の取り組みでは、「授業改善犬山プラン」の試案を受け、平成15年度には小学校3校が少人数学級実践校として過大学級の解消に取り組んだ。平成16年度には、さらに各学校に広がりをもたせ、該当学校で2学級程度の過大学級を解消する方向で検討を加えて小学校5校で9学年分、中学校4校で5学年分の少人数学級が実現できた。あわせて、増加学級分の学級担任である教務主任や校務主任の負担軽減と学校運営を支援するために非常勤講師（学級増対応）、学校経営支援員（退職校長や退職教頭等）、校務支援者（シルバー人材センターへ委託）を配置して、学校経営や学校運営に対する人的支援（表1と表3の注2）に取り組んだ。
- (4) 平成18年3月の法改正によって市費常勤講師の採用が可能になり、犬山市でも市職員の勤務時間等の条例改正をまって、平成18年7月1日から市費負担教員（常勤講師）1名を配置（表1の注1）した。その後、《表1》に示すように市費負担教員を採用して配置している。なお、市費負担教員の採用に伴って教務主任の学級担任はとりやめ、平成19年度以降は非常勤講師（学級増対応）と学校経営支援員の配置をなくした。
- (5) 小学校では、32人を上限とする30人程度学級（表4の注4）を推進しているが、中学校では少人数学級より少人数授業やTT授業を重視し、平成23年度からは全学年・全学級で実施できるように非常勤講師を増員して個に応じた多様な学習活動の展開を図っている。
- (6) 全ての子に等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒の自立と、それを取り巻く児童生徒との学びの授業を実現するため、平成20年度に特別支援教育支援員3名を配置した。その後、年々配置人数を増やし、年度ごとの配置人数は《表1》に示すとおりである。

《表1》……市費採用の常勤講師・非常勤講師・特別支援教育支援員の配置状況

(人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
市費負担教員(常勤講師)						注1	1	8	6	7	8	6	7	9	8	8	9	
非常勤講師	注2 学級増対応	小			10	6	13											
	TT授業対応	小	9	9	8	8	9	6	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8
		中	4	5	5	6	8	8	8	8	8	11	10	10	9	4	35	35
	少人数授業対応	小	10	18	22	21	26	22	20	22	16	17	16	18	15	14	9	9
		中	5	8	9	15	15	15	15	14	14	14	17	18	17	18	14	14
保健室指導助手	小・中			1	2	2	2	2	2	2	2	2	3					
特別支援教育支援員	保健室 教室	0	0	0	0	0	0	0	3	7	11	14	15	16	21	19	19	

《表2》……少人数学級による学級増に対応する学級担任

(人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	
少人数学級編制にともなう増加学級数	小計	0	0	3	9	13	15	18	18	16	19	14	18	20	17	17	16	
	中計	0	0	3	5	5	7	7	5	5	7	6	3	2	2	4	2	
(増加学級担任)	県費負担教員	教務主任				4	7	3	1	2								
		校務主任			3	5	6	6	6	7	6	6	7	7	1	1	6	5
		定数内教員				5	4	7	7	5	2	5	1	1	6	6	1	1
		学級担任加配					6	5	3	2	7	7	6	6	6	4	6	3
		市費負担教員						注1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9

《表3》……学校経営・学校運営にかかわる人的支援

(人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
注2 人的支援	非常勤講師				10	6	13										
	学校経営支援				4	3	3	3	3								
	校務支援				14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

《表4》……少人数学級編制の実施状況

(%)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
小学校	注4 30人程度学級	60	53.8	71.8	88.1	77.6	87.2	90.9	88.4	87.6	90.2	86.6	89.2	89.2	85.3	91.6	95.2
	35人を超える学級	22.3	30.8	12.7	0	1.9	5.8	1.8	0	1.8	0	2.5	0	0	0	0	4.8
中学校	30人程度学級	7	7.4	15.4	50	63.2	67.2	65.1	56.9	50.7	47.9	37.5	28.6	19.4	24.6	37.1	57.4
	35人を超える学級	61.4	57.4	50.0	0	14.0	16.4	6.3	0	18.3	9.9	42.2	50.8	51.6	52.5	38.6	42.6

(備考) 小学校1年生の35人学級について、愛知県では平成17年度に県費少人数加配教員を学級担任にあてて対応。翌年からは、県費加配教員で対応しての35人学級を実施。平成23年度からは国の学級編制基準が35人による定数内対応となった。また、小学校2年生は平成20年度より、中学校1年生は平成21年より県費加配教員で対応して35人学級を実施し、現在に至る。

### 3 平成28年度「授業改善犬山プラン」の具体的内容と犬山市の支援

(1) 学習集団と生活集団を同一とする学級規模を30人と考え、少人数学級編制を推進する。学級担任として県費負担教員の活用を図るが、さらに学級担任が必要な場合は、市費負担教員を配置する。子どもたちの発達段階を考慮し、特色ある教育課程が編成できるよう、30人程度学級を推進する。

※ 1学級の児童生徒数を30人と定めるが、「30」については弾力的に運用する。

(2) 小学校の算数、中学校の数学・英語の授業で少人数授業を実施する。また、小中学校の理科の授業でT・T授業を実施する。少人数学級と少人数授業・T・T授業などの組み合わせにより、創意あふれる授業づくりをめざし、子ども主体のきめ細かな授業を展開する。なお、少人数授業・T・T授業で培われた指導法や教材づくりの成果を生かし、すべての教科、すべての領域において少人数のよさが生きる授業改善に努める。

(3) すべての子どもの学びを保障するという観点から、通常の学級に在籍しながら特別な支援を必要とする子どもたちや学校生活への不適応状態に陥っている子どもたちの支援と学びを保障するために、教室支援や保健室支援を行う特別支援教育支援員を配置する。

(4) 学校運営にかかわる人的支援

ア すべての小中学校に校務支援者を配置する。

イ 各学校の要請に応じて授業づくりコーディネーターを派遣する。

(5) 市費負担教員及び非常勤講師、特別支援教育支援員の配置に係る考え方

市費負担教員及び市費非常勤講師、特別支援教育支援員の配置は、原則として次の優先順位で行うこととするが、各学校と市教委が協議の上で決定する。

- ① 小学校では少人数学級(30人程度)を優先し、学級担任として県費負担教員の活用を図り、さらに学級担任が必要な場合は市費負担教員を配置する。
- ② 少人数学級が実施できない学級において、少人数授業を行うための市費非常勤講師を配置する。
- ③ 小・中ともに、理科の授業でT・Tを行うための非常勤講師を配置する。
- ④ 中学校では、数学や英語の少人数授業を全学年、全学級で、理科のT・T授業を一部の学年で実施できるように市費非常勤講師を配置する。
- ⑤ 通常学級に在籍しながら特別な支援を必要とする子どもたちの学びを保障するために、小学校に教室支援の特別支援教育支援員を配置する。
- ⑥ 集団生活への不適応状態にある児童生徒を支援するために、保健室や多目的室などの居場所づくりをサポートする保健室支援の特別支援教育支援員を中学校に1名ずつ配置する。

